

1. 資源エネルギー庁は法令、条例に反している事が確認できれば、たとえ稼働中の施設であっても発電の認可を取り消すとしており、地域の実情に即した条例の制定を推奨しています。鹿児島県の地質、地形に即した太陽光発電事業の規制条例制定のお考えがありますか？

有り  
見解

なし

検討する

わからない

建築跡については、  
太陽光発電事業に限らず、地質地形に  
を抑ぎたい。 専門家の判断

2. 鹿児島県が誇る観光地霧島の自然を破壊し、住民の生命を脅かす開発計画について、候補者様が知事になられた暁に、その許認可をどのようにされますか？ ご見解をお聞かせ下さい。

認可すべきでない

認可すべきである

実情を確認し、検討する

わからない

見解

3. 2020年4月10日、地域における文化観光の推進に関する法律（文化観光推進法）が成立しました。我々は、開発計画中止後の跡地を、鹿児島県、霧島市、地権者の3者が協力する形で、文化観光推進法の趣旨に沿った自然、景観、文化、伝統、歴史を大切にする森林セラピー公園にできないかと思います。積極検討をお願いできないでしょうか？

検討する

検討しない

わからない

見解

草々

マニフェストがありましたら、同封お願いいたします。

霧島虎ヶ尾岡メガソーラー建設反対協議会

会長 神田嘉延 (090-7580-2029)

kandayoshinobu@kud.biglobe.ne.jp

事務局 中村満雄 (080-8500-0803)

霧島市霧島田口 2703-99

[mituo.na@eos.ocn.ne.jp](mailto:mituo.na@eos.ocn.ne.jp)